

熊本県公務労協が「公契約条例」を考えるシンポジウムを開催（9/8） －官製ワーキングプアを生み出さない取り組みを－



左から坂本さん、園田さん、吉田さん、西さん

熊本県公務労協は、9月8日、熊本市役所大ホールにおいて、2012公共サービスキャンペーンとして、「公契約条例」を考えるシンポジウムを開催した。

この集会は、自治体が発注する事業における受注者の労働者の賃金水準確保と、それによる当該業務の質の確保などを目的とした「公契約条例」制定の必要性について

理解を深め、今後の取組みを前進させるために実施したもので、連合推薦議員6人を含む約120人が参加した。

集会の冒頭、主催者を代表してあいさつに立った今泉克己熊本県公務労協議長は、「公務労協の1つの課題である公契約条例制定は、県公務労協として推進不足な点もある。官製ワーキングプアが広がってきている状況をしっかり見据えて運動を進めていきたい」と述べ、取組みの重要性を訴えた。

主催者あいさつに続き、境徳幸熊本県公務労協事務局長による趣旨説明を行った後、2部構成で集会を行った。

第1部は、熊本市が行っている「総合評価方式による入札契約制度」について、熊本市契約検査総室より説明を受けた。説明では、総合評価方式の特徴として、①審査期間の短縮、②客観的な評価項目による透明性の確保および、優良工事や技術力などへのモチベーションの向上、③適切な競争による入札、という3つのメリットをあげた上で、「地場建設業の間で切磋琢磨し、品質確保と技術力の向上に取り組むことで、市民が安心・安全で快適な日本一暮らしやすい政令指定都市・熊本の実現に寄与するものだと考えている」と述べた。

第2部では、『公契約の課題』指定管理者制度を問う！』と題してシンポジウムを行った。コーディネーターを坂本正熊本学園大学教授が、またパネリストを園田立児連合熊本副事務局長、吉田典充熊本市社会教育振興事業団労組元執行委員長、西聖一熊本県議会議員が務めた。



坂本 正 さん

最初に、コーディネーターである坂本教授が「指定管理者制度は、小泉構造改革の時に、『民間にできるものは民間で、効率的にやればサービスは向上する』などと言われてきたが、それが大きな意味でのワーキングプアを生み出し、労働者の賃金・労働条件をすべて下向きにしてしまった。相当きちんと考えていかないと、指定管理者制度と公契約はリンクしていかない。小泉構造改革以来の負の遺産が消えずに拡大していると感じる。今日のシンポジウムは断片的かもしれないが、実際にそこまで追い込まれているということを実感してもらいたい」と問題を提起した。

続いて、西県議は「指定管理者制度は、小泉政権下の新自由主義的な方針のもとで導入された。民間ができない仕事や、儲からない仕事を自治体が補っていたのに、民間企業を使って全部すり替えていっていることが、儲からない民間企業、官製ワーキングプアを生み出す背景になっている。人間らしく暮らしていくための基準を作っていかなければならない。そのために、公契約条例制定は労働運動として取り組んでいかなければならない」と訴えた。



西 聖一 さん



吉田 典充 さん

現場の立場から、吉田元執行委員長は「限られた経費でやりくりを行い、非常に厳しい状況で取り組んでいる。民間のノウハウを活かし、職員の接遇を含めたサービス精神の向上などのメリットがある一方で、指定期間が短く、先が見通せない職場で、辞めていく仲間もあり、新規採用も獲得できないという課題もある。生活を守るため、絶対に他の民間企業に負けるわけにはいかないという強い気持ちで仕事をしている」と指定管理者制度の中で働く労働者の思いを述べた。

最後に連合の立場から、園田副事務局長は「連合は公契約条例を地方で進めていく上で、指定管理者制度の問題も含め、全体的な課題として取り組み、労働者の保護を図っていく。連合熊本としては、例年、県知事に対して政策提言を行っており、公契約についても提言に盛り込んでいる。今回のシンポジウムでの意見を連合本部の関係部会での会議で発言すれば、他の県からもさまざまな意見が上がるので、そういったものを参考にして公務労協の運動にも結びつけていきたい」と決意を語り、シンポジウムを終えた。



園田 立児 さん